エネルギーの輪拡大

販売益を発電者へ

対象も府全域に

太陽光発電→電力を証書化

下京の協議会

太陽光で発電した電力の価値を証書化して販売している京都市下京区の「京（みやこ）グリーン電力運営協議会」は6月から、証書の販売益の一部を発電事業者に還元する新しい仕組みをスタートさせる。制度の対象も、京都市内から府全域へと広げており、利益還元によって太陽光発電の一層の普及を促す。

「京グリーン電力制度」の販売益を購入費の一部に充てた太陽光発電設備（京都市山科区）

「京グリーン電力制度」と呼ばれる仕組みで、協力事業者が太陽光で発電した電力の価値を同協議会が証書化し、1件当たり10円で販売。証書の購入者はその分の消費電力を「自然エネルギーを使った」と見なされ、社会貢献の姿勢を示せる。

これまでは、証書販売益の半額を発電設備の普及に取り組むNPO法人に寄付し、残る半額を事務手数料に充てていたが、協力事業者へ還元はなかった。6月から15円に値上げしたうえで、5円を協力事業者に渡す。

環境団体や行政でつくる同協議会は昨年10月、市などでつくる「京のアジェンダ21フォーラム」から業務を引き継いだのを機に、協力事業者や販売先を京都市外の府全域へと広げた。その結果、発電設備を持つ城陽市の保育園2カ所と南丹市美山町のカフェが新たに協力を申し出た。販売先も、南山城村で茶栽培に携わるNPO法人が新たに加わった。

同協議会の松岡喜司代表（60）は「広く自然エネルギーの供給源をつくるための呼び水にしたい」という。発電設備を持つ企業や大学、行政機関などに広く協力を呼び掛け、自然エネルギーの地産地消で二酸化炭素（CO_2）削減につなげる。

（本田貴信）